

# 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定方法について(協議)

## 1 特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度

### 地域連携薬局

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局



### 認定要件

- 患者に配慮した構造設備
  - ・プライバシーに配慮した構造設備（パーティションなど）
- 医療提供施設との情報共有
  - ・入院時の持参薬情報の医療機関への提供
  - ・医師、看護師、ケアマネジャー等との打合せ退院時カンファレンス等への参加
- 業務を行う体制
  - ・福祉、介護等を含む地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
  - ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- 在宅医療への対応
  - ・麻薬調剤、無菌調剤を含む在宅医療に必要な薬剤の調剤
  - ・在宅への訪問

### 専門医療機関連携薬局

- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局



### 認定要件

- 患者に配慮した構造設備
  - ・プライバシーに配慮した構造設備（パーティション、個室その他相談ができるスペース）
- 医療提供施設との情報共有
  - ・入院時の持参薬情報の医療機関への提供
  - ・医師、看護師、ケアマネジャー等との打合せ退院時カンファレンス等への参加
  - ・専門医療機関の医師、薬剤師等との治療方針等の共有
  - ・専門医療機関等との合同研修の実施
  - ・患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有
- 業務を行う体制
  - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

○認定期間は1年（機能を適切に発揮していることを確認するため）

○地方薬事審議会の関与が必要（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）第1条の3）

○行政処分あり（改善命令、認定取消し）

# 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定方法について(協議)

## 2 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定業務に対する都の対応

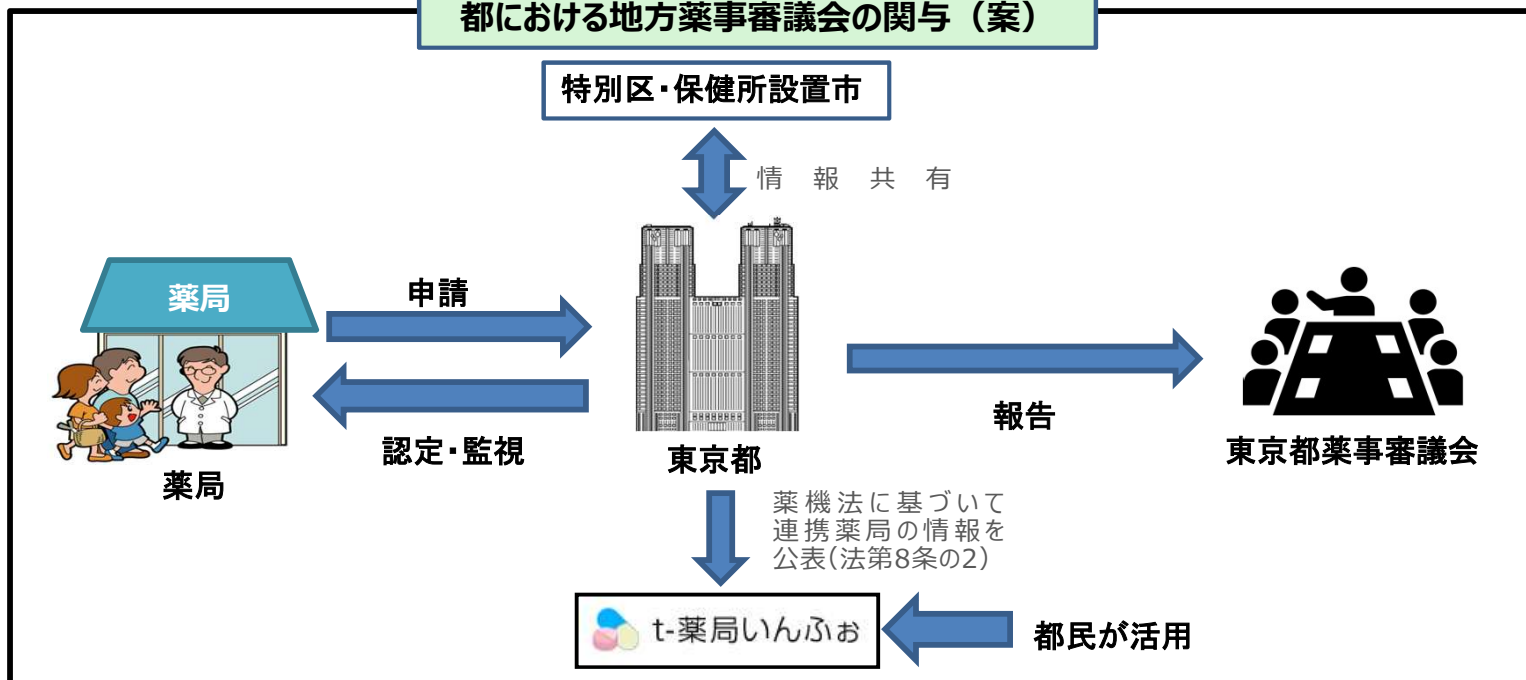
- 1 申請受付、審査、監視業務：東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課（都内全域）
- 2 審査基準：厚生労働省から省令、施行通知が発出され次第、制定
- 3 認定手数料：地域連携薬局、専門医療機関連携薬局 新規・更新ともに同じ金額（予定）  
（都議会令和3年第一回定例会へ改正東京都福祉保健局関係手数料条例を提案）

## 3 協議事項

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「法」という。）の一部改正により、特定機能を有する薬局の認定について、地方薬事審議会が関与することが定められた（施行令第1条の3）。

都においては、地方薬事審議会の関与方法につき、以下のとおり「都が認定した都内各医療圏の特定機能を有する薬局数等について、地方薬事審議会に事後に報告する」方式としたいが、ご協議いただきたい。

### 都における地方薬事審議会の関与（案）



（参考）施行令第1条の3  
法第3条第1項の政令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 法第6条の2第1項の都道府県知事の認定に係る事務  
（地域連携薬局）
- 二 法第6条の3第1項の都道府県知事の認定に係る事務  
（専門医療機関連携薬局）

## 4 今後の予定

- 令和3年4月1日：改正東京都福祉保健局関係手数料条例の公布後、都内薬局宛てに法改正について周知  
 令和3年6月1日以降：地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定申請(事前申請)の受付開始  
 令和3年8月1日：地域連携薬局・専門医療機関連携薬局制度の施行  
 令和4年1月以降：地方薬事審議会において、都が認定した都内各医療圏の特定機能を有する薬局数等について報告（予定）